

II 特別支援教育教育課程編成要領改訂の趣旨と方針

第1章 特別支援教育教育課程編成要領改訂の経緯

第1節 埼玉県における特別支援教育の現状と課題

1 全県における特別支援教育の推進に係る現状と課題

学校教育において、児童生徒の発達や学習を取り巻く個別の教育的ニーズを把握し、児童生徒一人一人の可能性を伸ばすことが重要である。資質・能力の育成に当たっては、児童生徒の興味や関心、発達及び学習の課題等を踏まえ、個性に応じた学びを引き出すことが大切である。

特別支援教育の対象となる児童生徒は増加傾向にある。通常の学級においても、発達障害を含めた障害のある児童生徒が在籍することを前提に、全ての教科等において、一人一人のニーズに応じたきめ細かな指導や支援が必要となる。障害種別の指導の工夫のみならず、各教科等の学びの課題において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手だての例を具体的に示していくことも大切である。

2 県内の特別支援学級及び通級による指導における現状と課題

特別支援学級の在籍者数は年々増加傾向にある。七つの障害種（知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害）のうち、特に自閉症・情緒障害学級の児童生徒数の伸びが著しい。また、通級による指導についても、注意欠陥多動性障害、学習障害、自閉症、情緒障害を指導対象とする「発達障害・情緒障害通級指導教室」で指導を受ける児童生徒数が急増している。

これらの現状とあわせて、特別支援学級や通級指導教室は年々設置率が向上している。個々の児童生徒の発達段階や障害特性等を踏まえた専門的な対応が急務であり、教師の自立活動を中心とした特別支援教育への理解と更なる指導力の向上に取り組むことが重要である。

第2節 埼玉県の目指す特別支援教育

1 共生社会を目指した「連続的で多様な学びの場」の充実

本県では、インクルーシブ教育システムの構築に向け、障害のある児童生徒とない児童生徒が共に学ぶことを追求するとともに、教育的ニーズに応じた多様な学びの場を構築することを目指している。

インクルーシブ教育システムとは、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶことのできる仕組みであるとともに、障害のある児童生徒が年齢や能力に応じ、その特性を踏まえた教育や一人一人の教育的ニーズに的確に応えることのできる教育システムである。

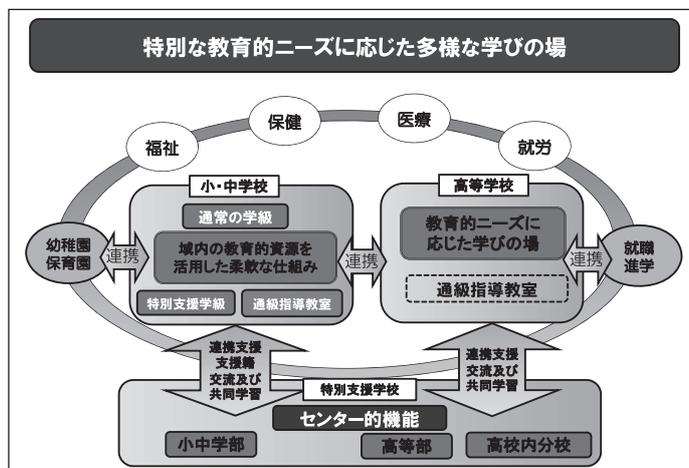
多様な学びの場には、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校がある。

共に学ぶことを追求する仕組みとしては、交流及び共同学習そして本県独自の支援籍がある。支援籍は、特別支援学校の児童生徒が小・中学校の通常の学級へ通う通常学級支援籍と小・中学校の児童生徒が特別支援学校へ通う特別支援学校支援籍、小・中学校の特別支援学級へ通う特別支援学級支援籍がある。将来地域を支える構成員としてお互いの存在や個性及び能力を認め合う体験は、共生社会の素地づくりとして有効である。

また、通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒を対象とした特別支援学級の弾力的運用については、児童生徒の成長を見通し、計画的に活用し、通常の学級が主体となり教育目的や内容、必要期間等を定めることが望ましい。実施に当たっては、管理職のリーダーシップのもと、同校内における特別支援学級の在籍児童生徒数や学級数、また、児童生徒の実態等により在り方が異なるため、校内全体での十分な共通理解を踏まえることが重要である。

2 自立と社会参加に向けて

特別な支援を必要とする児童生徒の自立と社会参加を実現するためには、就学前から卒業後ま



での切れ目のない支援が必要である。

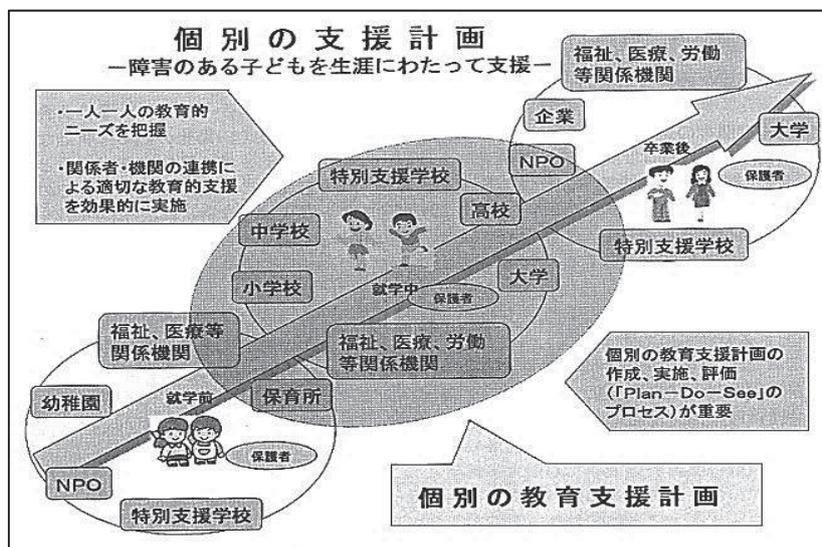
本県では、特別な支援を必要とする児童生徒に対し、乳幼児期などの早い段階から福祉との連携による早期発見・早期支援に努め、乳幼児期から学齢期そして成人期に至るまでの支援をつなぐことを目指している。

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を要する児童生徒については、進学段階において支援が途切れないために、小学校、中学校、高等学校・特別支援学校の各段階において、適切に支援できる環境づくりや学校間の連携を強化した切れ目のない支援体制の構築が課題となっている。

在学期間の支援をつなぐツールとしての「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」（埼玉においては「教育支援プランA」及び「教育支援プランB」、以下「教育支援プランA」、「教育支援プランB」とする）の活用は有効であり、これらの計画を基にした支援内容の一貫性が重要である。この「教育支援プランA」は、高等学校・特別支援学校を卒業し就職や進学をした後には、福祉において個別の支援計画としてつながっていくものであることに留意したい。

また、埼玉県では、乳幼児期から成人期までの医療、保健、福祉、教育、就労等関係機関が個別の支援計画を含む支援内容を共有するための「サポート手帳」が作成されており、保護者が乳幼児期から手元に置き、関係機関と連携して支援を共有する仕組みができています。

この支援のバトンが途切れることなく、特別な支援を必要とする児童生徒が一人でも多く、自立と社会参加できるように目指していきたい。



第3節 特別支援教育教育課程編成要領改訂の経過

1 埼玉県幼稚園、小・中学校教育課程検討委員会及び埼玉県高等学校・特別支援学校教育課程検討委員会の設置

県教育委員会は、国の示した教育課程の基準の改善に基づき、本県の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校、特別支援学校における教育課程編成要領の改訂について検討するため、平成29年度に埼玉県幼稚園、小・中学校教育課程検討委員会を、平成30年度に埼玉県高等学校・特別支援学校教育課程検討委員会を設置した。

そして、平成29年7月に「埼玉県幼稚園、小・中学校教育課程編成要領の改訂について」、平成30年6月に「埼玉県高等学校・特別支援学校教育課程編成要領の改訂について」、それぞれ、検討結果について報告を受けた。この報告は、本県における学校教育の現状と課題を踏まえ、教育課程編成要領の改訂についての方向性を示している。県教育委員会は、報告の趣旨を十分に踏まえて、埼玉県特別支援教育教育課程編成要領の改訂に当たることにした。

2 埼玉県特別支援教育教育課程編成要領「小学校及び中学校 特別支援学級・通級による指導編」改訂の基本方針

県教育委員会は、改訂の基本方針を次のように定め、検討を行った。

(1) 基本的な考え方

- ア 教職員が法令や学習指導要領の趣旨、県が目指す方向性を正しく受けとめ、日々の教育活動における実践の基盤となるものとする
- イ 学習指導要領改訂に係る国の動向を踏まえつつ、今後10年先の埼玉県の特別支援教育のさ

らなる推進を見すえた方向性を示すものとする

ウ 編成要領改訂協力委員が、今後の埼玉県の特別支援教育推進の中心的な役割を担う立場となり、教職員の学び合いを進めていくものとする

(2) 基本方針

ア 自立と社会参加に向けた取組

(ア) 社会に開かれた教育課程の推進

- 社会の状況を幅広く視野に入れ、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと
- 社会と向き合い関わり合い、自分の人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと
- 学校教育を学校内に閉じずに、校内での学習の成果を地域で生かす取組など、その目指すところを社会と連携しながら実現させること

(イ) 育成を目指す資質・能力の明確化

- 何を理解しているか、何ができるか 【知識及び技能の習得】
- 理解していること・できることをどう使うか 【思考力、判断力、表現力等の育成】
- どのように社会と関わり、よりよい人生を送るか 【学びに向かう力、人間性等の涵養】

(ウ) 主体的・対話的で深い学びの視点を踏まえた授業の改善

- 幼児・児童・生徒が目指す資質・能力を育むための授業改善を行う
- 教科別の指導や各教科等を合わせた指導など、学習活動を充実する
- 生活・学習の基盤となる基礎的・基本的な知識・技能などの確実な習得を図る

(エ) 「カリキュラム・マネジメント」の推進

- 児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと
- 教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと
- 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなど

イ 新学習指導要領における特別支援教育に係る改訂ポイントを踏まえた内容

(ア) 小学校、中学校学習指導要領における特別支援教育に関する記述の充実

- 特別支援学級や通級による指導における個別の指導計画等の全員作成
- 各教科等における学習上の困難に応じた指導内容や指導方法の工夫
- 小学校、中学校段階からのキャリア教育の充実
- 障害者理解教育、心のバリアフリーのための支援籍学習や交流及び共同学習

(イ) 学びの連続性を重視した対応 (※連続性…第2章 第3節 2及び3を参照のこと。)

- 小学校、中学校、特別支援学校における教育課程の**連続性**
通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校など
- 知的障害者である児童生徒のための各教科等
- 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

(ウ) 一人一人に応じた指導の充実

- 障害の特性等に応じた指導上の配慮を充実
- 発達障害を含む多様な障害に応じた指導の充実と自立活動の内容の規定など

(エ) 自立と社会参加に向けた教育の充実

- 幼稚部、小学部、中学部段階からのキャリア教育の充実
- 生涯学習への意欲を高めることや、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ、幸福で豊かな生活を営むことができるよう配慮
- 心のバリアフリーのための交流及び共同学習、支援籍学習の充実

ウ その他

保護者や児童生徒、地域の方などにも特別支援教育の教育課程について理解が図られるよう、分かりやすいものとする

3 埼玉県特別支援教育教育課程編成要領「小学校及び中学校 特別支援学級・通級による指導編」改訂の経過

県教育委員会は、県内の小学校及び中学校の校長及び教頭、小学校及び中学校教諭等、市町教育委員会指導主事等、県立総合教育センター指導主事、市町村支援部義務教育指導課指導主事、県立特別支援学校教諭を委員に委嘱及び任命し、埼玉県特別支援教育教育課程編成要領改訂協力

委員会を発足させ、埼玉県特別支援教育教育課程編成要領の改訂に着手した。

改訂作業は、改訂協力委員会において会議を重ねて進められ、改訂案がまとめられた。さらに、改訂案について、県教育委員会において検討を重ねた上、改訂された。

第2章 埼玉県における特別支援教育の取組

第1節 インクルーシブ教育システムの充実

1 交流及び共同学習

(1) 交流及び共同学習の意義

小・中学校等や特別支援学校がそれぞれの学校の教育課程に位置付けて、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に活動する交流及び共同学習は、障害のある児童生徒の経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で、大きな意義を有しているとともに、双方の児童生徒にとって、意義深い教育活動であることが明らかになってきている。また、平成23年8月の障害者基本法の改正によって、第16条第3項に「国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによってその相互理解を促進しなければならない。」と規定されている。よって、今回の改訂においても、小・中学校等の児童生徒と特別支援学校の児童生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うことを位置付けている。

障害のある児童生徒と障害のない児童生徒と一緒に参加する活動は、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等の達成を目的とする共同学習の側面があるものと考えられる。「交流及び共同学習」とは、このように両方の側面が一体としてあることをより明確に表したものである。したがって、この二つの側面を分かちがたいものとして捉え、推進していく必要がある。

より豊かな地域社会をつくり上げていくためには、障害のある人もない人も共に手を携えて、お互いへの正しい理解と認識を深めつつ行動に移すことが大切である。誰もが一人の人間としての価値を認められながら暮らすことのできる共生社会を実現するためには、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等において、児童生徒の頃からお互いを認め合い、助け合える環境をつくっていく必要がある。障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が活動を共にすることによって、障害のある児童生徒の自立と社会参加を促進すると共に、障害のない児童生徒にとっても社会を構成する様々な人々と共に支え合って生きていくことを学ぶ機会となり、共生社会をつくることにつながっていく。

(2) 具体的な活動内容

交流及び共同学習では、障害のある児童生徒及びその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていく大切さを学ぶ機会であると考えられる。

小・中学校の通常の学級や特別支援学級と、特別支援学校との交流の内容としては、例えば学校行事や学習を中心に活動を共にする直接的な交流及び共同学習のほか、文通や作品の交換、テレビ会議システムの活用といった間接的な交流及び共同学習が考えられる。県内では、地域や各学校の特性を活かした独自の取り組みを積み重ねている実践例が多くみられる。

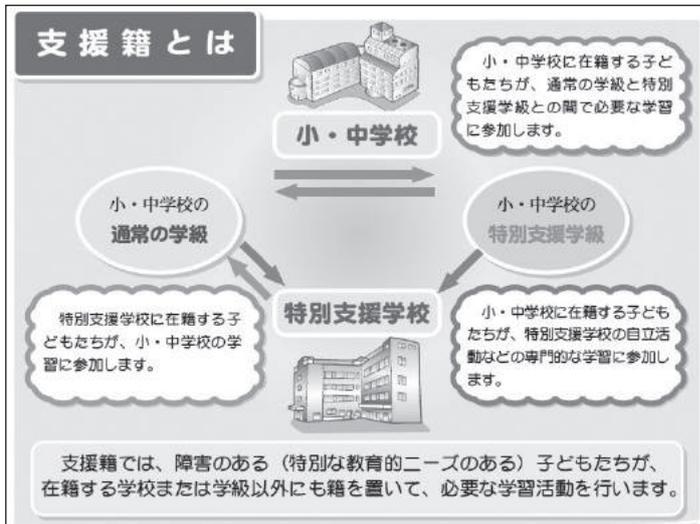
また、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習は、日常の様々な場面での活動を共にすることが可能であり、双方の児童生徒の教育的ニーズを充分把握し、校内の協力体制を構築し、効果的な活動を設定することなどが大切である。

2 支援籍学習

(1) 支援籍学習とは

「支援籍」とは、障害のある児童生徒が必要な学習活動を行うために、在籍する学校または学級以外に置く埼玉県独自の学籍である。

例えば、特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小・中学校に「支援籍」を置くことにより、同じ学校のクラスメイトとして一定程度の学習活動を行うことができる。また、小・中学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、特別支援学級や特別支援学校に支援籍を置いて、障害による学習上または生活上の困難を改善・克服するために必要な指導を受けるケースもある。



*なお、県立特別支援学校に在籍する児童生徒が、通常学級支援籍の前段階として特別支援学級での支援籍を有する場合があります。
 (平成25年11月15日
 埼玉県教育委員会
 『支援籍学習実施要項』より)

(2) 支援籍学習のねらい

支援籍学習によって、障害のある児童生徒とない児童生徒と一緒に学ぶ機会の拡大を図り、特別な教育的支援を必要とする児童生徒を含め障害のある児童生徒一人一人にきめ細かな教育の実現を図ることができる。また、障害のない児童生徒の障害者に対する差別や偏見等の心の障壁を取り除き、障害のある児童生徒が個々のニーズに応じた支援を受け、地域とのつながりを広げることができる。

(3) 支援籍学習の効果

障害のない児童生徒にとっては、障害者に対する差別や偏見といった心の障壁を取り除くことができ、障害のある児童生徒にとっては異なる環境に対する対応力や、大きな集団での社会性が培われ、さらには地域とのつながりを広げることができる。

(4) 支援籍学習の種類と内容

支援籍には次に示す三つの種類がある。

ア 通常学級支援籍（小・中学校の通常の学級での支援籍）

特別支援学校や特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒は、日々の授業等で、障害特性や教育的ニーズに応じた専門的な教育を受けることができる。

一方で、障害のない児童生徒との交流や地域とのつながりは希薄になる。そのため、居住地の小・中学校の通常の学級に支援籍を置いて学習することで、障害のない児童生徒との交流やつながりを深めることができるようになる。これを通常学級支援籍という。



視覚障害特別支援学校 小学部2年生⇒小学校 通常の学級へ「外国語活動」の場面 *左から2番目の児童 *箱の中の果物を当てるゲーム活動場面より
 普段は少人数のクラスで学習をしているAさんにとっては、同年代の児童の大きな集団の中で、クラスの友達と一緒に歌ったり、ゲームをしたりすることで、大いに刺激になりました。

なお、学習の内容は本人や学校の状況によって異なることから、事前に相談や打合せを行って決定する。実施回数は、個々によって異なる。障害の状態や個人のニーズによって年数回から月に数回まで様々に実施される。

イ 特別支援学級支援籍（小・中学校の特別支援学級での支援籍）

小・中学校の通常の学級に在籍する特別な教育的ニーズのある児童生徒については、個々の特別な教育的ニーズに応じたより専門的な教育を受けるために、特別支援学級に支援籍を置いて学習することができる。これを特別支援学級支援籍という。

発達障害（LD, ADHD, 自閉症スペクトラム）も含め、通常の学級において特別な教育的支援が必要なケースについて、個別に専門的な学習を行うといった通級による指導に類似する仕組みとして実施している。また、特別支援学級支援籍については、就学相談の一環として、特別支援学級の体験として行われることも多い。



小学校 通常の学級2年生⇒同校の特別支援学級へ
「個別の学習」の場面 *中央後部座席の児童
*冬休みの作文より

支援籍学習で、個別の学習する機会を持ったことで、国語
語や算数の基礎的な学習の積み重ねができて、学力の向上が
図られ、学習に対して意欲的になりました。

支援籍学習をとおして、学習面だけでなく生活面でもは
りが出て、学習の中でやったことなど家でもよく話をするよ
うになりました。また、在籍学級でも生き生きとしてきました。

ウ 特別支援学校支援籍（特別支援学校での支援籍）

小・中学校の通常の学級や特別支援学級に在籍している特別な教育的ニーズのある児童生徒が、その障害に基づく困難の改善を図る目的で、より専門的な教育を受けるために、特別支援学校に支援籍を置いて学習することができる。これを特別支援学校支援籍という。

弱視、難聴、言語障害、情緒障害、肢体不自由などの障害に基づく困難を改善するための専門的な学習（自立活動）などを行う。特別支援学校のセンター的機能の一環として、小・中学校に在籍している障害のある児童生徒について、直接的に指導を行うことができる。



中学校 特別支援学級3年生⇒知的障害特別支援学校へ
「自立活動」の場面

*身体学習より

体の使い方にぎこちなさがありましたが、色々な動きを学
習する中で、バランス良く跳んだり、身体をコントロールし
たりすることができました。やりとりでは、相手を意識して
合図を待つことができるようになりました。

※参照：支援籍学習実施要項…支援籍事例集等（写真は埼玉県教育委員会HPより一部抜粋）

第2節 教育支援プランAと教育支援プランB

1 教育支援プランAと教育支援プランB作成の基本的な考え方

○ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用

エ 障害のある児童などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。（小学校学習指導要領 第1章第4の2の(1)のエ）

2 教育支援プランAと教育支援プランB作成上の基本的事項

今回の改訂では、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒に対する二つの計画の作成と活用について、これまでの実績を踏まえ、全員について作成することとした。

また、通常の学級においては障害のある児童生徒が在籍している。このため、通級による指導を受けていない障害のある児童生徒の指導に当たっては、教育支援プランAと教育支援プランBを作成し、活用を努めることとした。

3 教育支援プランAと教育支援プランB作成上の留意事項

(1) 教育支援プランA

幼児児童生徒に対して、教育機関が中心となって作成するものを、教育支援プランAという。障害のある児童生徒などは、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活を含め、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要である。

教育関係者のみならず、家庭や医療、福祉などの関係機関と連携するため、それぞれの側面からの取組を示した教育支援プランAを作成し活用していくことが考えられる。

障害のある児童生徒などが生活の中で遭遇する制約や困難を改善・克服するために、本人及び保護者の意向や将来の希望などを踏まえ、在籍校での支援のみならず、家庭、医療機関における療育事業及び福祉機関における児童発達支援事業において、実際にどのような支援が必要で可能であるか、支援の目標を立て、それぞれが提供する支援の内容を具体的に記述し、支援の内容を整理したり、関連付けたりするなど関係機関の役割を明確にすることが大切である。

このように、教育支援プランAの作成を通して、児童生徒に対する支援の目標を長期的な視点から設定することは、学校が教育課程の編成の基本的な方針を明らかにする際、全教職員が共通理解をすべき大切な情報となる。

また、在籍校において提供される教育的支援の内容については、教科等横断的な視点から個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討する際の情報として教育支援プランBに生かしていくことが重要である。

(2) 教育支援プランB

教育支援プランBは、個々の児童生徒の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成されるものである。教育支援プランBは、教育課程を具体化し、障害のある児童生徒など一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細かに指導するために作成するものである。

今回の改訂では、総則のほか、各教科等の指導において、「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」として、当該教科等の指導における障害のある児童生徒などに対する学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが規定された。

このことを踏まえ、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒などの各教科等の指導に当たっては、適切かつ具体的な教育支援プランBの作成に努める必要がある。

特別支援学級における各教科等の指導に当たっては、適切かつ具体的な教育支援プランBを作成するものとする。また、各教科の一部又は全部を、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えた場合、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の各段階の目標及び内容を基にして、教育支援プランBに基づき、一人一人の実態等に応じた具体的な指導目標及び指導内容を設定することが必要である。

通級による指導において、特に、他校において通級による指導を受ける場合には、学校間及び担当教師間の連携の在り方を工夫し、教育支援プランBに基づく評価や情報交換等が円滑に行われるよう配慮する必要がある。

(3) 教育支援プランA・教育支援プランBについて

本県では、「個別の教育支援計画」の中に「個別の指導計画」の機能を取り込み、「教育支援プランA・B」として、総論・各論的又は長期・短期的な観点から、お互いの機能を補完するような総合的な計画が示されている。(※以下、本稿では、個別の教育支援計画を「教育支援プランA」、個別の指導計画を「教育支援プランB」と表記する。)

【教育支援プランA・B作成の目的】

特別支援教育の推進にあたっては、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行うための個別の教育支援計画を策定するとともに、各教科等における配慮事項なども含めた個別の指導計画の作成・活用を図っていくことが重要である。特別支援学級においても、「教育支援プランA・B」を活用し、または参考にして「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」を作成する。

また、この「教育支援プランA・B」は、特別な教育的ニーズとともに本人及び保護者の願いを根幹として作成する総合的な教育計画である。そのため、本人・保護者の参画を得て、計画(Plan)→実施(Do)→評価(Check)→改善・更新(Action)を図っていく必要がある。

特別支援教育をさらに推進するためには、これまで以上に関係機関や就学支援委員会との連携の強化が必要である。

そのため「教育支援プランA・B」を、関係機関との連携の実施などに当たり、教育的ニーズに基づく支援、児童生徒のプロフィール、日常の指導内容などについて共通理解する上で重要なツールと位置付け、その活用を図っていく。

【実施方法】

① 作成サイクル

ア 教育支援プランA

3年間を1サイクルとして作成し、毎年、評価・改善・更新を行い、3年後には引き継ぎ資料としてまとめる。

イ 教育支援プランB

1年サイクルで作成し、原則として学期毎に評価・改善・更新を行い、年度末には引き継ぎ資料としてまとめる。

② 作成担当

担任が中心となり、本人・保護者の意見を聴きながら、関係機関と連携し作成する。

③ 評価・見直し

ア 計画(Plan)→実施(Do)→評価(Check)→改善・更新(Action)の手順を確立し、実践の評価が次の計画作成に結びつくようにする。

イ 評価は児童生徒の変容を確認するだけでなく、教師の指導内容・方法を見直すためにも有効である。

④ 家庭・関係機関との連携

ア 保護者には教育支援プランA・Bの写しを提供する。

個人情報保護の観点から、本人・保護者が記載を望まない情報は記入しない。

イ 関係機関との連携には、本人・保護者の了解のもとに教育支援プランAの写しを用いる。必要に応じて教育支援プランBを用いる場合もあるが、その場合も本人・保護者の了解を得るなど、個人情報の取り扱いには十分な配慮をする。

⑤ 保存期間・引き継ぎ

ア 保存期間は、市町村教育委員会で適切に定める。なお、教育支援プランA・Bは、卒業後5年間の保存である。

イ 入学前の機関が作成した「個別の支援計画」は、可能な限り入学時に引き継ぎ連携を図る。

ウ 転学時には、教育支援プランA・Bの写しを相手校に引き継ぐものとする。その場合も本人・保護者の了解を得るなど、個人情報の取り扱いには十分な配慮をする。

エ 卒業後の機関への引き継ぎは、最新の教育支援プランA・Bとする。

【作成方法】

① 教育支援プランA

ア 特別な教育的ニーズ

対象児童生徒の現在の状況や、本人・保護者の願いを踏まえ、長期的(3年程度)な視点からの支援内容、配慮事項を記入する。

イ 本人・保護者の願い

伸ばしたい力、具体的な目標や願いなど、本人・保護者から聴取した内容を記入する。

ウ 合理的配慮

エ 教育機関の支援

- ・所属校：年間を見据えての目標、支援内容を記入し、教育支援プランBの指導方針と関連付ける。評価欄は、個々の支援内容について特徴的な事柄を記入する。1,2年目に達成した場合、目標を見直す場合には、その時点で記入する(記入年月日を入れる)。
- ・就学支援委員会の助言内容：機関名と助言内容を記入する。
- ・支援籍、交流及び共同学習：学校間交流などを含む。

オ 関係機関の支援

「支援内容」は、学校生活において重視して欲しい事項等も含めて記入する。

- ・医療・保健：通院状況、医師等の助言内容などを記入する。
- ・福祉・労働：個別移行支援計画の内容は、個別移行支援計画補助シート等で補う。
- ・家庭・地域：学校外活動、地域社会とのつながり等を記入する。

カ 本人のプロフィール

- ・障害の状況：障害名、疾患名、手帳の種類(取得年月日)、発作・服薬の有無・状況・配慮点、障害の程度・状況等を記入する。
- ・これまでの支援内容：生育歴、療育歴、教育歴、相談歴、諸検査(発達検査、社会生活能力検査)の結果などを記入する。中学校段階で初めて作成する場合には、参考となる特徴的なことだけでよい。

② 教育支援プランB

ア 指導方針

教育支援プランAを受けて、年度当初の状況を踏まえ、具体的な指導目標と配慮事項を記入し、指導方針とする。

イ 指導に結びつく実態

自立活動の6区分(27項目)を意識し、児童生徒の全体像を踏まえたうえで、指導に結

びつく実態を記入する。なるべく肯定的に記述し、「ここまでではできる」という現状を明確にする。

ウ 各教科等，学習課題・目標，指導内容・方法（手だて），評価

全ての教育活動について記載することを基本とし，年度当初に，一年間の計画を作成する。評価のみを別葉とせず，学習課題・目標，指導内容・方法（手だて），評価が一覧できるようにする。

- ・各教科等：教科名は学習指導要領，埼玉県教育課程編成要領に基づいた名称を使用する。
- ・学習課題・目標：各教科等の学習課題や目標について，能動的な表現で記入する。
- ・指導内容・方法（手だて）：各教科等に重点的な指導場面について，具体的に方法（手だて）を記入する。
- ・評価：指導場面での特徴的な様子，成長した点，課題となっている点などを記入する。

【留意事項】

- ① 教育支援プラン A・B は，重要な個人情報に記載されることになるため，個人情報の保護・管理には十分な配慮が必要である。県の情報セキュリティポリシーを参考にする。
- ② 関係機関との連携が重要になってくるが，相互に情報管理の徹底を図る。

第3節 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

今回の学習指導要領の改訂において，特に必要がある場合，特別支援学級における特別の教育課程として学級の実態や児童生徒の障害の状態等を考慮の上，特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第1章の第8節「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」を参考にし，各教科の目標や内容を下学年の教科の目標に替えたり，学校教育法施行規則第132条の2を参考にし，各教科を知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして，実態に応じた教育課程を編成することが規定された。

以下にその内容を記すが，特別の教育課程を編成する場合も学校教育法に定める小・中学校の目的を達成しなければならないことには注意する。

1 障害の状態により特に必要がある場合

児童生徒の障害の状態により，例えば，当該学年の各教科及び外国語活動の学習を行う際に，特に必要がある場合には，その実態に応じて，弾力的な教育課程を編成できる。この規定は，「障害の状態により特に必要がある場合」について示したものであり，重複障害者に限定した教育課程の取扱いではないことに留意する。

- (1) 各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができる。
- (2) 各教科の各学年の目標及び内容の一部または全部を，当該学年より前の各学年の目標及び内容の一部又は全部によって，替えることができる。また，特別の教科 道徳（以下，「道徳科」とする）の各学年の内容の一部又は全部を，当該各学年より前の学年の内容の一部又は全部によって，替えることができる。
- (3) 視覚障害，聴覚障害，肢体不自由又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校小学部の外国語科については，外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができる。
- (4) 中学部の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を，当該各教科に相当する小学部の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部によって，替えることができる。しかし，教科の名称までを替えることができないことに留意する。

特別支援学校（視覚障害，聴覚障害，肢体不自由又は病弱）例	特別支援学校（知的障害）例
・ 中学部の「数学」に対する小学部の「算数」 ・ 中学部の「美術」に対する小学部の「図画工作」 ・ 中学部の「理科」及び「社会」に対する小学部の「生活」	・ 中学部の教科「社会」，「理科」，「保健体育」及び「職業・家庭」に対する小学部の教科「生活」

- (5) 中学部の外国語活動については，小学部の外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができる。
- (6) 幼稚部教育要領に示す各領域のねらい及び内容の一部を取り入れることができる。

2 重複障害者の場合

重複障害者とは，主たる障害以外に他の障害を併せ有する児童生徒であり，視覚障害，聴覚障害，知的障害，肢体不自由及び病弱について，原則的には，学校教育法施行令第22条の3において規定している程度の障害を複数併せ有する者を指している。しかし，教育課程を編成する上で，

以下に示す規定を適用するに当たっては、指導上の必要性から必ずしもこれに限定される必要はなく、言語障害、自閉症、情緒障害を併せ有する場合を含めて考えてもよい。

【学校教育法施行令（障害の程度）】	
第22条の3 法第75条の政令で定める視覚障害、聴覚障害、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。	
区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視覚機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達に遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに、頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達に遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活へ適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が、継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの
備考 一 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。 二 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメーターによる。	

(1) 知的障害を併せ有する児童生徒の場合

視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校に就学する児童又は生徒のうち、知的障害を併せ有する者については、各教科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を知的障害を有する児童生徒のための「各教科の目標及び内容の一部又は全部」によって替えることができる。また、小学部の外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部または全部を「知的障害を有する児童のための外国語活動の目標及び内容の一部又は全部」によって替えることができる。

なお、この場合、小学部の児童については、外国語活動及び総合的な学習の時間を設けないことができる。また、中学部の生徒については、外国語を設けないことができる。

※参照：特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第2章第1節第2款もしくは第2節第2款
特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第4章第2款

(2) 障害の状態により特に必要がある場合

重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合には、各教科、道徳科、外国語活動若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができるものとする。

なお、道徳科及び特別活動については、その目標及び内容の全部を替えることができないことに留意する。

3 知的障害者である児童生徒の場合

知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部に就学する児童のうち、小学部の3段階に示す各教科又は外国語活動の内容を習得し目標を達している者については、小学校学習指導要領第2章に示す各教科及び第4章に示す外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができる。

知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部の2段階に示す各教科の内容を習得し目標を達成している者については、中学校学習指導要領第2章に示す各教科の目標及び内容並びに小学校学習指導要領第2章に示す各教科及び第4章に示す外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができる。

(※本編成要領 p.9「第1章第3節 基本方針イ (イ) 学びの連続性を重視した対応」を参照。)

4 訪問教育の場合

障害のため、通学して教育を受けることが困難な児童又は生徒に対して、教師を派遣して教育を行う場合については、上記1から3に示すところによることができる。

【参考：学校教育法施行規則第131条】

特別支援学校の小学部、中学部又は高等部において、複数の種類を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合又は教師を派遣して教育を行う場合において、特に必要があるときは、第126条から第129条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

5 重複障害者等に係る授業時数

重複障害者、療養中の児童若しくは生徒又は障害のため通学して教育を受けることが困難な児童若しくは生徒に対して教師を派遣して教育を行う場合について、特に必要があるときは、実情に応じた授業時数を適切に定める。

重複障害者や医療機関に入院している児童生徒の場合又は訪問教育を行う場合、各学年の総授業時数及び各教科等の年間の授業時数は、いずれも小学校又は中学校に「準ずる」のではなく、特に必要があれば各学校で適切に定めることができる。

(※参照：特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第1章第8節「重複障害者等に関する教育課程」)

第4節 自立活動

1 特別支援学級及び通級による指導における自立活動の扱い

今回の学習指導要領の改訂において、特別支援学級や通級による指導における特別の教育課程については、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れることが明記された。

自立活動は、一人一人の児童生徒の実態に対応した主体的な取組を促す特別支援教育独自の専門領域である。その意義を的確に理解した上で、実態を把握し適切な指導目標を設定することが望まれる。なお、自立活動についての詳細は、「Ⅲ 第4章 第3節」を参照のこと。

2 合理的配慮と自立活動の関連

法令等に示された合理的配慮の趣旨や意義に鑑みれば、学校教育における自立活動と合理的配慮の関係は、次の二つの関連で捉える必要がある。

一つ目の、自立活動としては、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために、児童生徒が困難な状況を認識し、困難を改善・克服するために必要となる知識、技能、習慣及び態度を身に付けるとともに、自己が活動しやすいように主体的に環境や状況を整える態度を養うことが大切であるという視点である。

二つ目の、学校教育における合理的配慮は、障害のある児童生徒が他の児童生徒と平等に教育を受けられるようにするために、障害のある個々の児童生徒に対して学校が行う必要かつ適当な変更・調整という配慮であるという視点である。

つまり、小さい文字が見えにくい弱視の児童が、他の児童と公平に授業を受けられるよう教師が拡大したプリントを用意することは合理的配慮であり、弱視レンズ等を活用するために、知識、技能、態度及び習慣を養うことを目的に指導することが自立活動である。

こうしたことから、今後の自立活動の指導においては、指導内容と合理的配慮との関連性についても十分考慮することがこれまで以上に求められていると言える。

第5節 キャリア教育の充実・進路指導（職業教育）の充実

1 キャリア教育とは何か

(1) キャリア教育の定義

キャリア教育とは、「児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てる教育」であり、端的には「児童生徒一人一人の望ましい勤労観、職業観を育てる教育」と定義されている。

(2) キャリアとは

キャリアとは、「人が、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ね」とされる。乳幼児であっても、青年であっても、その時々、その場面場面で、立場や役割が与えられ、その時々合った自分らしい生き方を選択しながら生きていく。この過程で自分は何を求めて働くのか、何のために学ぶのか、

どのように生きるのか等、自己と働くことを相互に関係付けたり、価値付けたりしている。こうした生きる上での自己と働くこととの関係付け、価値付けを「キャリア」と捉える。

また、「働くこと」については、職業生活以外にも家事や学校での係活動、あるいは、ボランティア活動などの多様な活動があることなどから、個人がその学校生活、職業生活、家庭生活、市民生活等のすべての生活の中で経験する様々な立場や役割を遂行する活動として幅広く捉える必要がある。

(3) キャリア発達とは

キャリア発達とは、「社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程である」とされている。

人は、自己実現、自己の確立に向けて、社会とかかわりながら生きていく。そして各時期にふさわしいそれぞれのキャリア発達の課題を達成していく。このことが、生涯を通じてのキャリア発達となる。キャリア教育は、一人一人のキャリア発達を支援するものである。

(4) キャリア教育の目標

定義にもあるように、キャリア教育とは児童生徒の一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成するために必要な意欲・態度や能力を育てることを目指すものである。したがって、キャリア教育の定義をキャリア教育の目標に置き換えることができる。

2 キャリア教育にかかわる諸能力

キャリア教育では、将来自立した人として生きていくために必要な能力を「人間関係形成能力」「情報活用能力」「将来設計能力」「意思決定能力」の四つに分類して捉えている。

(1) 人間関係形成能力

他者を尊重し、自己を発揮しながら、様々な人々とコミュニケーションを図り、協力・協働してものごとに取り組む能力である。

(2) 情報活用能力

学ぶこと・働くことの意義や役割及びその多様性を理解し、幅広く情報を活用して、自己の進路や生き方の選択に生かす能力である。

(3) 将来設計能力

夢や希望をもって将来の生き方や生活を考え、社会の現実を踏まえながら、前向きに自己の将来を設計する能力である。

(4) 意志決定能力

自らの意思と責任でよりよい選択・決定を行うとともに、その過程での課題や葛藤に積極的に取り組み克服する能力である。

第6節 生涯学習の充実

障害者のライフステージ全体を豊かなものとするためには、障害のある児童生徒に対して、学校教育段階から将来を見据えた教育活動の充実を図ることを示している。

人が豊かな人生を送ろうとすれば、単に生活が保障され、仕事により資金を得て、社会における役割を果たしていくのみならず、学習、スポーツ、文化といった生涯にわたる学習や体験の中から生きがいを見付け、人とつながっていくことが必要となってくる。

学校教育においては、卒業後の生活において、進路に関する指導だけではなく、スポーツ活動や文化活動などを含め、障害のある児童生徒が、自己実現を図るための生涯にわたる学習活動全般を楽しむことができるよう在学中から地域における活動に参加し、地域の一員として共に活動できる機会を創出していく必要がある。また、そのために必要な行政や民間による支援について学ぶなど、卒業後においても様々な課外活動に積極的に参加できるよう、生涯学習への意欲を高めることが重要である。

共生社会の実現に向け、誰もが社会で豊かな自己を実現できるよう、早い段階からの働き掛けが必要である。

第3章 特別の教育課程編成の基本

第1節 基本的要素

1 教育課程とは（※埼玉県教育委員会「小・中学校教育課程編成要領 総則編」参照）

学校において編成する教育課程とは、学校教育の目標を達成するために、教育の内容を児童生

徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画である。

学校において編成する教育課程をこのように捉えた場合、学校の教育目標の設定、指導内容の組織及び授業時数の配当が教育課程の編成の基本的な要素となる。

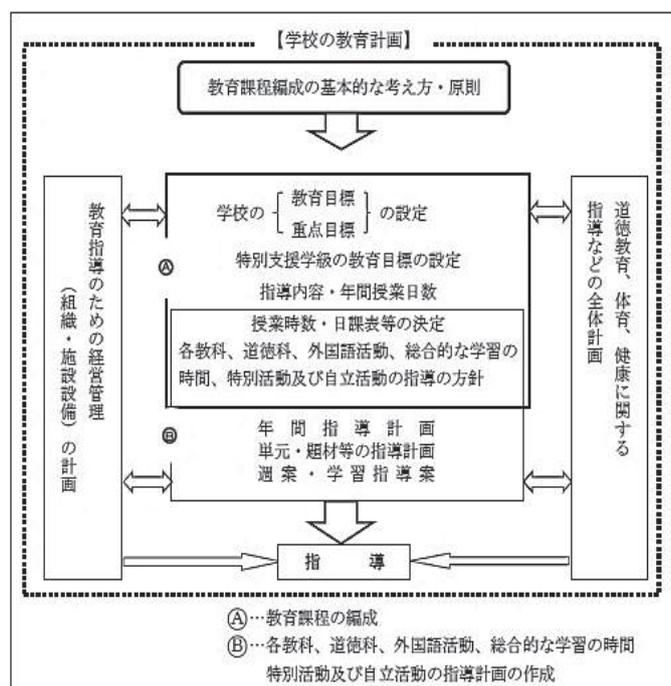
また、学校において編成される教育課程については、公教育の立場から教育基本法及び学校教育法、その他の法令により各々の定めがなされているので、これらの法令に従って編成しなければならない。

学習指導要領は、法令に基づいて国が定めた教育課程の基準であり、各学校は、これに従い、児童生徒の人間として調和のとれた育成をめざし、児童生徒の心身の発達の段階や特性及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成しなければならない。教育課程の編成に際しては、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントの実施に努め、「社会に開かれた教育課程」の考え方を踏まえて編成することを強調している。

また、教育活動を進めるに当たっては、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して行うことが明記され、各教科の指導に当たっては、どのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にするとともに、「知識及び技能」の習得と「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養からなる資質・能力の三つの柱をバランスよく実現することが明記された。

各学校では、これらの学習指導要領の規定に基づいて、総合的に組織した学校の教育計画としての教育課程を編成し、この編成された教育課程に基づき、各教科、道徳科、総合的な学習の時間及び特別活動の指導計画を作成して、計画的・組織的な指導に当たらなければならない。

この教育課程の編成と、各教科、道徳科、総合的な学習の時間及び特別活動の指導計画の作成との関係及び学校における教育活動を通して行う道徳教育、体育・健康に関する指導などの計画並びに教育指導のための経営管理の計画との関連を見ると、右の図のように考えることができる。本章では、ここに示した教育課程の編成に関わる内容について述べることにする。



2 教育課程編成の基本的な要素

- ・ 学校の教育目標の設定
- ・ 指導内容の組織
- ・ 授業時数の配当

3 学校の教育目標の設定

法律で定められている教育の目的や目標等を基盤としながら、地域や学校及び児童生徒の実態等に即した教育の目標を設定する。

4 指導内容の組織

学校教育法施行規則及び学習指導要領、埼玉県特別支援教育教育課程編成要領の基準に従う。児童生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等を踏まえながら、地域や学校の実態を考慮して指導内容を組織する。

5 授業時数の配当

学習指導要領の総則を踏まえて、授業時数を定める。

6 学校における特別支援教育の位置付け

平成19年4月「特別支援教育の推進について」が通知され、特別支援教育は、全ての学校で推進することとなった。各学校においては、特別支援教育の推進を学校経営案に位置付け、校長のリーダーシップのもと、特別支援教育の視点を踏まえた学校経営を行う。

校長は、特別支援教育実施の責任者として、学校全体の特別支援教育の体制を充実させ、効果

的な学校運営に努める必要がある。全ての教師が障害に関する知識や配慮等についての正しい理解と認識を深め、障害のある児童生徒などに対する組織的な対応ができるようにしていくことが重要である。

7 教育課程に関する法規

教育基本法には、教育の目的（第1条）に「教育は、人格の形成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」と定められている。

特別の教育課程に関しては、学校教育法には、特別支援学校の目的（第72条）が定められている。また、特別支援学校の教育課程に関する事項（第77条）があり、この事項により、文部科学大臣は学校教育法施行規則において、教育課程について規定し（第126～第132条の2）特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小・中学部、特別支援学校高等部学習指導要領により国としての教育課程の基準を示している。

学校教育法施行規則においては、小・中学校の特別支援学級及び通級による指導については、「特別の教育課程」（第138条、第140条）が規定されている。なお、市町村では、公立小中学校管理規則において規定されている。

一方、地方教育行政の組織及び運営に関する法律には、教育委員会は学校の教育課程に関する事務を管理、執行し（第21条）、また、所管する学校の教育課程について、学校管理規則を定めている（第33条）。なお、県教育委員会は市町村に対し、必要な指導、助言を又は援助を行うことができる（第48条）と規定されている。

「特別支援学校の学習指導要領等の公示及び移行措置について（通知）」（20文科初第1307号平成21年3月9日文部科学省初等中等教育局長）には、「小学校又は中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）において特別支援学級における指導又は通級による指導を行うに当たっては、学校教育法施行規則第138条又は同規則第140条の規定に基づき特別の教育課程によることができることから、必要に応じて特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考にし、実情に応じた教育課程を編成する。」とされている。

第2節 教育課程編成の手順と留意事項

教育課程は、各学校の校長が責任をもって編成するものである。その際、それぞれの学校の運営組織を生かし、全教職員の協力の下にそれぞれの分担に応じて十分研究を重ねるとともに教育課程全体のバランスに留意しながら、創意工夫を加えて、特色ある教育活動が展開できるよう編成することが大切である。

1 教育課程編成の原則

各学校においては、小学校学習指導要領第1章総則第1小学校教育の基本と教育課程の役割に示されている原則に基づき、適切な教育課程を編成しなければならない。

(1) 法令及び学習指導要領に基づく教育課程の編成

学習指導要領総則において、「各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章の以下に示すところに従い、…適切な教育課程を編成するものとする…」と示されている。ここでいう「その他の法令」とは、学校教育法施行規則、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等である。また、学習指導要領は法令を根拠として、国が定めた教育課程の基準である。したがって、これらの法令や学習指導要領の示すところにより、各学校の特色を生かした適切な教育課程を編成しなければならない。

(2) 特別支援学級教育課程編成の特例に基づく教育課程の編成

特別支援学級は、学校教育法第81条の規定に基づき小学校又は中学校に設置された学級である。したがって教育課程編成に当たっては、特別支援学級においても、この法令や小学校又は中学校学習指導要領を基準とすることが原則とされなければならない。

一方、特別支援学級は、本来、通常の学級における学習では、十分その効果を上げることが困難な児童生徒のために編成された学級であり、通常の学級と同じ教育課程をそのまま適応することは適切でない。

そこで、前述のように、小学校及び中学校における特別支援学級の教育課程については、特に必要がある場合は、特別の教育課程によることができるとされている。特別の教育課程の編成に当たっては、特別支援学校の小学部・中学部学習指導要領を参考にするとともに、埼玉県

小学校・中学校教育課程編成要領において、「特別支援教育教育課程編成要領 小学校及び中学校 特別支援学級・通級による指導編（埼玉県教育委員会）を参考にすること」とある。

特別支援学級において特別の教育課程を編成する場合に、いわゆる検定教科書を使用することが適切でない場合には、学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる。

(3) 児童生徒の心身の発達の段階の特性及び学校や地域の実態を考慮した教育課程の編成

ア 児童生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等

各学校において教育課程を編成する場合には、児童生徒の調和のとれた発達を図るという観点から、児童生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等を十分把握して、これを教育課程の編成に反映することができる。

特別支援学級に在籍する児童生徒の障害の状態は多様であり、個人差が大きい。また、個々の児童生徒についてみると、心身の発達の諸側面に不均衡が見られることも少なくない。各学校においては、このような児童生徒の障害の状態や発達の段階を的確に把握し、これに応じた適切な教育を展開することができるよう十分配慮することが必要である。

イ 地域の実態

学校は地域社会の中心として、大きな役割を果たしており、児童生徒は家庭や地域社会で様々な経験を重ねて成長している。学校を取り巻く地域社会の実情を十分考慮して教育課程を編成することが大切である、とりわけ、学校の教育目標や指導内容の選択に当たっては、地域の実態を考慮することが大切である。

学校の教育方針や特色ある教育活動の取組、児童生徒の状況などを家庭や地域社会に説明し、理解を求め協力を得ること、学校が家庭や地域社会からの要望に応えることが大切であり、このような観点から、その積極的な連携を図り、相互の意思の疎通を図って、それを教育課程の編成、実施に生かしていくことが大切である。したがって、各学校においては、指導記録など様々な資料を累積し、児童生徒一人一人の障害の状態及び発達段階や特性等を的確に把握し、発達の過程や課題を踏まえ、長期的な展望に立った教育課程を編成しなければならない。

ウ 学校の実態

児童生徒の実態、学校規模、教職員の状況、施設設備の状況などの人的、物的条件の実態は学校によって異なっている。児童生徒の状況や教職員の構成、教師の指導力、教材・教具の整備状況、地域住民による協力体制の整備状況などについて分析し、教育課程の編成に生かすことが必要である。

2 教育課程の編成における共通的事項

(1) 内容等の取扱い

① 内容の取扱いの原則（小学校学習指導要領第1章第2の3の(1)のア、イ、ウ）

各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならない。

学校において特に必要があると認められる場合には、学習指導要領に示していない内容でも、これを加えて教育課程を編成、実施することができる。ただし、各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の目標や趣旨を逸脱したり、児童の負担加重となったりすることのないようにしなければならない。

学習指導要領の各教科等の学年別の内容に掲げる事項は、それぞれの教科等の内容を体系的に示す観点から整理して示しているものであり、その順序は特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではない。各学校においては、各指導事項の関連を十分検討し、児童の発達の段階や特性及び学校や地域の実態を考慮するとともに、指導の順序やまとめ方に工夫を加え、効果的な指導ができるよう指導内容を組織し指導計画を作成することが必要である。

② 学年の目標及び内容をまとめて示した教科の内容の取扱い（第1章第2の3の(1)のエ）

③ 複式学級の場合の教育課程編成の特例（第1章第2の3の(1)のオ）

④ 道徳教育の内容（第1章第2の3の(1)のカ）

道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容とし、その実施に当たっては、第6に示す道徳教育に関する配慮事項を踏まえるものとする。

3 授業時数等の取扱い（※詳細は、埼玉県教育委員会「埼玉県小学校・中学校教育課程編成要領」を参照）

(1) 各教科等の年間授業時数

① 小学校における各教科等の年間授業時数（学校教育法施行規則第51条）

小学校（第52条の2第2項に規定する中学校連携型小学校及び第79条の9第2項に規定する中学校併設型小学校を除く。）の各学年における各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数並びに各学年の年間の総授業時数は、学校教育法施行規則第51条において、別表第1に定める授業時数を標準とすることが示されている。

区分	各教科の授業時数										道徳の授業時数 特別の教科である	外国語活動の授業時数	総合的な学習の時間の授業時数	特別活動の授業時数	総授業時数
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育	外国語					
第1学年	306		136		102	68	68		102		34			34	850
第2学年	315		175		105	70	70		105		35			35	910
第3学年	245	70	175	90		60	60		105		35	35	70	35	980
第4学年	245	90	175	105		60	60		105		35	35	70	35	1015
第5学年	175	100	175	105		50	50	60	90	70	35		70	35	1015
第6学年	175	105	175	105		50	50	55	90	70	35		70	35	1015

備考 1 この表の授業時数の1単位時間は、45分とする。
2 特別活動の授業時数は、小学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く）に充てるものとする。

② 中学校における各教科等の年間授業時数（学校教育法施行規則第73条）

中学校（併設型中学校，第74条の2第2項に規定する小学校連携型中学校，第75条第2項に規定する連携型中学校及び第79条の9第2項に規定する小学校併設型中学校を除く。）の各学年における各教科、道徳科、総合的な学習の時間及び特別活動の年間の授業時数並びに各学年における総授業時数は、学校教育法施行規則第73条に、別表第2に定める授業時数を標準とすることが示されている。

区分	各教科の授業時数									道徳の授業時数 特別の教科である	総合的な学習の時間の授業時数	特別活動の授業時数	総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語				
第1学年	140	105	140	105	45	45	105	70	140	35	50	35	1015
第2学年	140	105	105	140	35	35	105	70	140	35	70	35	1015
第3学年	140	105	140	140	35	35	105	35	140	35	70	35	1015

備考 1 この表の授業時数の1単位時間は、50分とする。
2 特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く）に充てるものとする。
3 各学年においては、各教科、道徳科、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数から、文部科学大臣が別に定めるところにより小中一貫教科等の授業時数に充てることができる。

(2) **年間の授業週数**（小学校学習指導要領第1章第2の3の(2)のア）

各教科等の授業は、年間35週（第1学年については34週）以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が児童の負担過重にならないようにするものとする。ただし、各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる。

(3) **特別活動の授業時数**（小学校学習指導要領第1章第2の3の(2)のイ）

特別活動の授業のうち、児童会活動、クラブ活動及び学校行事については、それらの内容に応じ、年間、学期ごと、月毎などに適切な授業時数を充てるものとする。

(4) **授業の1単位時間**（小学校学習指導要領第1章第2の3の(2)のウの(ア)）

各教科等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科等の年間授業時数を確保しつつ、児童の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めること。

(5) **短い時間を利用して行う指導**（小学校学習指導要領第1章第2の3の(2)のウの(イ)）

各教科等の特質に応じ、10分から15分程度の短い時間を利用して特定の教科等の指導を行う場合において、教師が、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した中で、その指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該教科等の年間授業時数に含めることができること。

【授業時間設定に際しての留意点】

- ・ 各教科等の特質を踏まえた検討を行うこと
- ・ 単元や題材など内容や時間のまとまりの中に適切に位置付けることにより、バランスの取れた資質・能力の育成に努めること
- ・ 授業のねらいを明確にして実施すること
- ・ 教科書や、教科書と関連付けた教材を開発するなど、適切な教材を用いること

(6) **給食、休憩などの時間**（小学校学習指導要領第1章第2の3の(2)のウの(ウ)）

給食、休憩などの時間については、各学校において工夫を加え、適切に定めること。

(7) **時間割の弾力的な編成**（小学校学習指導要領第1章第2の3の(2)のウの(エ)）

各学校において、児童や学校、地域の実態、各教科等や学習活動の特質等に応じて、創意工夫を生かした時間割を弾力的に編成できること。

(8) **年間授業日数**（※詳細は、埼玉県教育委員会「埼玉県小学校・中学校教育課程編成要領」を参照）

年間の授業日数は、各教科等の授業時数が適切に確保されるとともに、週当たりの授業時数が児童生徒の負担にならないよう配慮して定めるべきものである。

ところで、年間授業日数については、国の基準では直接定めていないが、通常は休業日を除いた日が授業日として考えられている。休業日については、学校教育法施行令及び学校教育法施行規則に定められている。

(9) **総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替**（小学校学習指導要領第1章第2の3の(2)の(エ)）

総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。

3 教育課程の編成の手順

教育課程編成の手順は、それぞれの学校の実態に応じて考えるべきものである。ここでは、一般的な手順として必要なことを示す。

(1) **教育課程の編成に対する学校の基本方針を明確にする。**

ア 学校として教育課程の意義、教育課程の編成の原則などの編成に対する基本的な考え方を明確にし、全教職員が共通理解をもつ。

イ 編成のための作業内容や作業手順の大綱を決め、作業計画の全体について全教職員が共通理解をもつ。

ウ 編成のための組織と日程の基本的な方針を明確にする。

(2) **教育課程の編成のための組織と日程を決める。**

ア 編成のための組織を決める。

イ 編成のための作業日程を決める。

(3) **教育課程の編成のための事前の研究や調査をする。**

ア 教育課程についての国の基準や教育委員会の規則などを研究し理解する。

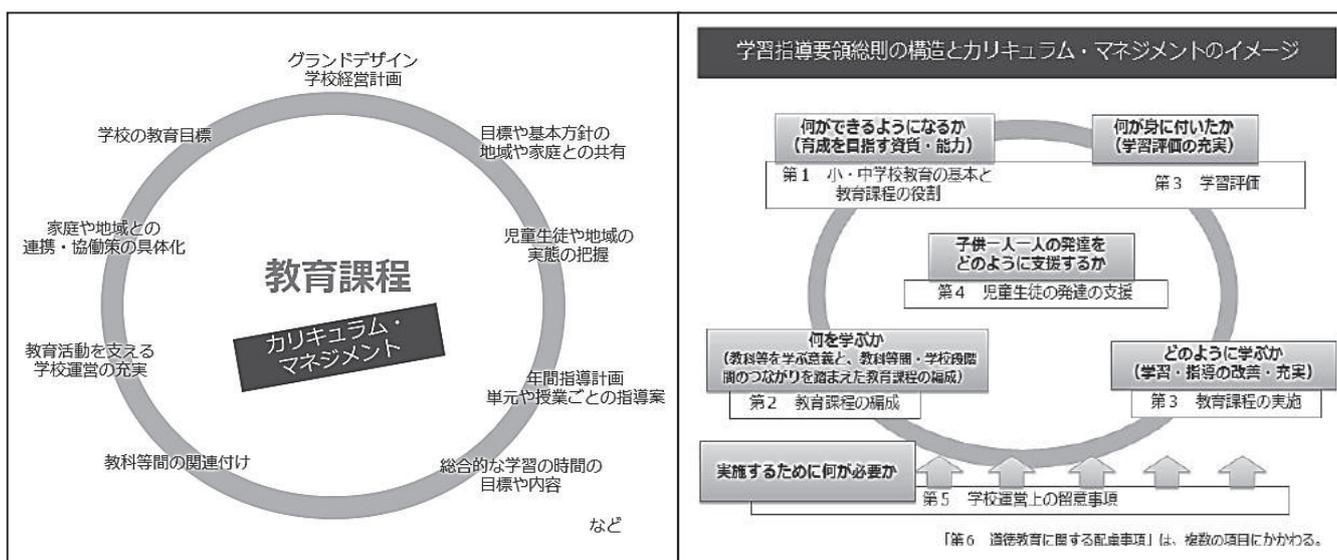
- イ 児童生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等並びに地域や学校・学級の実態を把握する。その際、保護者や地域住民の意向、児童生徒の状況等を把握することに留意する。
- ウ 実施中の教育課程を検討し評価して、その改善点を明確にする。その際、児童生徒の学習状況や反応などに留意する。
- (4) **学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項を定める。**
 - ア 事前の研究や調査の結果を検討し、学校教育の目的や目標に照らして、それぞれの学校・学級や児童生徒が抱える教育課題を明確にする。
 - イ 学校教育の目的や目標を調和的に達成するため、各学校・学級の教育課程に応じて、学級の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項を設定する。
 - ウ 編成に当たっては、特に留意すべき点を明確にする。
- (5) **教育課程を編成する。**
 - ア 指導内容を選択する。
 - イ 指導内容を組織する。
 - ウ 授業時数を配当する。
- (6) **教育課程を評価し改善する。**
 - イ 実施中の教育課程を検討し評価して、その改善点を明確にして改善を図る。
 - ア 評価の資料を収集し、検討する。
 - イ 整理した問題点を検討し、原因と背景を明らかにする。
 - ウ 改善案をつくり、実施する。

第3節 カリキュラム・マネジメントに基づく教育課程

各学校においては、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていく必要がある。

小学校・中学校学習指導要領総則の項目立てについても、各学校におけるカリキュラム・マネジメントを円滑に進めていく観点から、教育課程の編成、実施、評価及び改善の手続きを踏まえて、①小学校教育の基本と教育課程の役割（第1章総則第1）、②教育課程の編成（第1章総則第2）、③教育課程の実施と学習評価（第1章総則第3）、④児童・生徒の発達の支援（第1章総則第4）、⑤学校運営上の留意事項（第1章総則第5）、⑥道徳教育に関する配慮事項（第1章総則第6）が示されている。

各学校においては、こうした総則の全体像も含めて、教育課程に関する国や教育委員会の基準を踏まえ、カリキュラム・マネジメントに基づき、自校の教育課程の編成、実施、評価及び改善に関する課題がどこにあるのかを明確にして教職員間で共有し改善を行うことにより、学校教育の質の向上を図っていくことが重要である。



(※独立行政法人教職員支援機構「総則とカリキュラム・マネジメント：校内研修シリーズ No10」を参考に)

第4章 特別の教育課程編成の実際

第1節 内容の取扱い

1 各学校の教育目標と教育課程の編成（小学校学習指導要領第1章第2の1）

各学校の教育課程の編成の基本となる学校の教育目標は、法令に定める学校教育の目的や目標及び教育課程の基準に基づき、各学校が当面する教育課題の解決を目指し、両者を統一的に把握して設定することが重要となる。各学校における教育課程は、当該学校の教育課程の実現を目指して、指導内容を選択し、組織し、それに必要な授業時数を目標として、指導内容を選択し、組織し、それに必要な授業時数を定めて編成する。

2 教科等横断的な視点に立った資質・能力

(1) 学習の基盤となる資質・能力（小学校学習指導要領第1章第2の2の(1)）

ア 言語能力 イ 情報活用能力 ウ 問題発見・解決能力

(2) 現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力（小学校学習指導要領第1章第2の2の(2)）

各学校においては、児童や学校、地域の実態及び児童の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする。

第2節 指導計画の作成及び評価

1 指導計画の作成等に当たっての配慮事項（小学校学習指導要領第1章第2の3）

指導計画とは、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動のそれぞれについて、学級ごとに、指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材、指導の時間配当等を定めたより具体的な計画である。各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成する。

(1) 資質・能力を育む効果的な指導

ア 各教科等の指導内容については、(1)のアを踏まえつつ、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加え、第3の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して資質・能力を育む効果的な指導ができるようにすること。

(2) 各教科等及び各学年相互間の関連

イ 各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにする。

各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにする。各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動それぞれの固有の目標やねらいの実現を目指すと同時に、他の教育活動との関連や学年間の関連を十分図るようにする。また、各教科等を併せて指導を行う際にも、系統的、発展的な指導ができるように努め、指導の効果が上がるようにする。

(3) 学年の目標及び内容を2学年まとめて示した教科等の指導計画

ウ 学年の目標及び内容を2学年まとめて示した教科及び外国語活動については、当該学年間を見通して、児童や学校、地域の実態に応じ、児童の発達の段階を考慮しつつ、効果的、段階的に指導するようにすること。

小学校において、学年の目標及び内容を2学年まとめて示した教科及び外国語活動については、当該学年間を見通して、地域や学校及び児童の実態に応じ、その障害の状態や発達の段階を考慮しつつ、効果的、段階的に指導する。

(4) 合科的・関連的な指導

エ 児童の実態等を考慮し、指導の効果を高めるため、児童の発達の段階や指導内容の関連性等を踏まえつつ、合科的・関連的な指導を進めること。

総合的な学習の時間と連携しつつ、低学年においては生活科を中核とした合科的指導を一層推進するとともに、中学年以上においても合科的・関連的な指導をすることを重視する。

なお、合科的な指導に要する授業時数は、原則としてそれに関連する教科の授業時数から充当することになる。指導に要する授業時数をあらかじめ算定し、関連する教科を教科ごとに指導する場合の授業時数の合計とおおむね一致するように計画する必要がある。

合科的な指導	関連的な指導
教科のねらいをより効果的に実現するための指導方法の一つ。単元又は1コマの時間の中で、複数の教科の目標な内容を組み合わせて、学習活動を展開するもの。	教科等別に指導するに当たって、各教科等の指導内容の関連を検討し、指導の時期や指導の方法などについて相互の関連を考慮して指導するもの。

(5) 教育支援プランBの作成

エ 児童の実態等を考慮し、指導の効果を高めるため、児童の発達段階や指導内容の関連性等を踏まえつつ、合科的・関連的な指導を進めること。

障害の重度・重複化、多様化している児童生徒の実態に即した指導を一層推進するため、各教科等の指導に当たっては、個々の児童生徒の実態を的確に把握し、教育支援プランBを作成する。また、教育支援プランBに基づいて行われた学習の状況や結果を適切に評価し指導の改善に努める。

(6) 家庭や地域社会との連携並びに学校相互の連携や交流及び共同学習

学校及び学級がその目的を達成するため、地域や学校及び学級の実態等に応じ、家庭や地域の人々と共に児童生徒を育てていくという視点に立ち、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めることが大切である。また、学校相互の連携や交流を図ることに努める。特に、児童生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、学校の教育活動全体を通じて、通常の学級の児童生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設ける。

(7) 個に応じた指導など指導方法の工夫改善

教育活動全体を通じて、個に応じた指導を充実するため、教育支援プランBに基づき指導方法や指導体制の工夫改善に努める。その際、児童生徒の障害の状態や学習の進度等を考慮して、個別指導を重視するとともに、授業形態や集団の構成の工夫、それぞれの教師の専門性を生かした協力的な指導などにより、学習活動が効果的に行われるようにする。

なお、教師が教材研究、指導の打合せ、地域との連絡調整などに充てる時間を可能な限り確保できるよう、会議の持ち方など時間の効果的・効率的な利用等に配慮することも重要である。

(8) 児童生徒の言語環境の整備と言語活動の充実

各教科等の指導に当たっては、思考力、判断力、表現力等を育む観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、児童生徒の言語活動を充実する。なお、言語活動が活発に行われるようにするためには、児童生徒の障害等に応じて、適切なコミュニケーション手段の選択・活用に留意する。

教育活動全体における言語環境の整備の例
① 教師は正しい言語で話し、黒板などに正確で丁寧な文字を書くこと
② 校内の掲示板やポスター、児童生徒に配布する印刷物において用語や文字を適切に使用すること
③ 校内放送において、適切な言葉を使って簡潔に分かりやすく話すこと
④ 適切な話し言葉や文字が用いられている教材を使用すること
⑤ 教師と児童生徒、児童生徒相互の話し言葉が適切に行われるような状況をつくること
⑥ 児童生徒が集団の中で安心して話ができるような教師と児童生徒、児童生徒相互の好ましい人間関係を築くこと

(9) 体験的・問題解決的な学習及び自主的、自発的な学習の促進

各教科等の指導に当たっては、体験的な学習や基礎的・基本的な知識及び技能を活用した問題解決的な学習を重視するとともに、興味・関心を生かし、自主的、自発的な学習が促される

よう工夫する。

(10) 生徒指導及び進路指導の充実

① 生徒指導の充実

教師と児童生徒の信頼関係及び児童生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに児童生徒理解を深め、生徒指導の充実を図る。

② 進路指導の充実

中学校においては、生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、教師間の相互の連携を図りながら、学校の教育活動全体を通じ、例えば産業現場等における実習（現場実習）を行うなど、計画的、組織的な進路指導を行う。その際、家庭及び地域や福祉、労働等の業務を行う関係機関との連携を十分に図る。

また、進路指導が生徒の勤労観・職業観を育てるキャリア教育の一環として重要な役割を果たすものであること、学ぶ意義の実感にもつながることなどを踏まえて指導を行うことが大切である。

(11) 課題選択や自己の生き方を考える機会の充実等

① 課題選択や自己の生き方を考える機会の充実

小学校の各教科等の指導に当たっては、児童が学習課題や活動を選択したり、自らの将来について考えたりする機会を設けるなど工夫する。

② ガイダンスの機能の充実

中学校においては、生徒が学校や学級での生活によりよく適応するとともに、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、ガイダンスの機能の充実を図る。

(12) 見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動の重視

児童生徒の学習意欲の向上を目指し、各教科等の指導に当たっては、児童生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるよう工夫する。

見通しを立てる学習例
授業の冒頭に当該授業での学習の見通しを児童生徒に理解させる
児童生徒が家庭において学習の見通しを立てて予習をする習慣の確立

振り返る学習例
授業の最後に児童生徒が当該授業で学習した内容を振り返る機会を設ける
児童生徒が家庭において学習した内容を振り返って復習する習慣の確立

(13) 障害のある児童生徒の指導

障害のある児童生徒などについては、特別支援学校の助言又は援助を活用しつつ、教育支援プランA及び教育支援プランBを作成することなどにより、個々の児童及び生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う。

(14) 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒の指導

海外から帰国した児童生徒などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を活かすなどの適切な指導を行う。海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒については、本人に対するきめ細やかな指導とともに、他の児童生徒についても帰国した児童生徒や外国人の児童生徒の長所や特性を認め、広い視野をもって異文化を理解し共に生きていこうとする姿勢を育てるよう配慮することが大切である。

(15) 情報教育の充実、コンピュータ等の教材・教具の活用

各教科等の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、その基本的な操作や情報モラルを身に付け、適切かつ主体的、積極的に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図る。

また、児童生徒の障害の状態や特性等に即した教材・教具を創意工夫するとともに、学習環

境を整え、指導の効果を高めるようにする。

(16) **学校図書館の利活用**

学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実する。

(17) **指導と評価の改善**

児童生徒のよい点や可能性、進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようにする。

(18) **学校医等との連絡**

学校医等との連絡を密にし、児童生徒の障害の状態に応じた保健及び安全に十分留意する。

(19) **教育支援プランAの作成**

家庭及び地域や医療、福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童生徒への教育的支援を行うために、教育支援プランAを作成する。

(20) **「教育に関する3つの達成目標」の取組の充実**

「学力」達成目標は関連教科等である「国語」「算数・数学」，「規律ある態度」達成目標は「道徳」，「体力」達成目標は「体育」が中心になるが，その他の教科等でも，「教育に関する3つの達成目標」の内容を踏まえた指導を行うことが大切である。

各教科等において，「教育に関する3つの達成目標」と関連する指導内容を補完することによって，「教育に関する3つの達成目標」の定着を図る。

「規律ある態度」達成目標については，すべての教育活動を通して一貫した指導をするとともに，学校・家庭・地域社会との連携を図り，継続的な取組を推進する。

「体力」達成目標については，児童生徒の実態や発達の段階を考慮し「思いっきり汗をかき，力いっぱい運動する体育の授業」を中心に教育活動全体を通じて計画的に取り組む。

第3節 学習評価の充実

1 指導の評価と改善（小学校学習指導要領第1章第3の2の(1)）

(1) 児童のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し，学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。また，各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から，単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して，学習の過程や成果を評価し，指導の改善や学習意欲の向上を図り，資質・能力の育成に生かすようにすること。

学習評価は，学校における教育活動に対し，児童の学習状況を評価するものである。「児童にどのような力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え，教師が指導の改善を図るとともに，児童自身が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようにするためにも，学習評価の在り方は重要であり，教育課程や学習・指導方法の改善と一貫性のある取組を進めることが求められる。

評価に当たっては，いわゆる評価のための評価に終わることなく，教師が児童のよい点や進歩の状況等を積極的に評価し，児童が学習したことの意義や価値を実感できるようにすることで，自分自身の目標や課題をもって学習を進めていけるように，評価を行うことが重要である。

2 学習評価に関する工夫（小学校学習指導要領第1章第3の2の(2)）

(2) 創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう，組織的かつ計画的な取組を推進するとともに，学年や学校段階を越えて児童の学習の成果が円滑に接続されるように工夫すること。

学習評価の実施に当たっては，評価結果が評価の対象である児童の資質・能力を適切に反映しているものであるという学習評価の妥当性や信頼性が確保されていることが重要である。また，学習評価は児童の学習状況の把握を通して，指導の改善に生かしていくことが重要であり，学習評価を授業改善や組織運営の改善に向けた学校教育全体の取り組みに位置付けて組織的かつ計画的に取り組むことが必要である。

今回の改訂は学校間の接続も重視しており、進学時に児童の学習評価がより適切に引き継がれるよう努めていくことが重要である。例えば、法令の定めに基づく指導要録の写し等の適切な送付に加えて、今回の改訂では、特別活動の指導に当たり、学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行うこととしている。また、その際、児童が活動を記録し蓄積する教材等を活用することとしており（第6章特別活動第2〔学級活動〕の3(2)）、そうした教材を、学校段階を越えて活用することで児童の学習の成果を円滑に接続させることが考えられる。

【学習指導と学習評価のPDCAサイクル】

「指導と評価の一体化」

学習評価を通じて、学習指導の在り方を見直すことや個に応じた指導の充実を図ること、学校における教育活動を組織として改善することが重要である。

小学校又は中学校の通常の教育課程との連続性の観点から、通常の教育課程における観点別評価についても参考にすることができる。

なお、特別の教育課程を編成する場合には、知的障害のある児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教育課程を踏まえること。

